

実務経験要件（児童発達支援管理責任者）

下記の①から③のうち、いずれかに該当する者（配置に必要な実務経験）

（AからDの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみ算定します。）

- ① Aの期間とBの期間が通算して5年以上かつ当該期間からEの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ② Cの期間が通算して8年以上かつ当該期間からFの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ Aの期間とBの期間及びCの期間を通算した期間からEの期間とFの期間を通算した期間を除いた期間が通算して3年以上かつDの期間が5年以上ある者

※当該業務に従事した期間と合わせて、下記日数も満たさなければならない。

「3年以上」：540日以上、「5年以上」：900日以上、「8年以上」：1440日以上

業務の範囲	実務経験となる業務	実務経験年数	
相談支援業務	次のアからカに掲げるものが、相談支援の業務（主たる業務として）その他これに準ずる業務に従事した期間	通算5年以上	
	ア		地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従業者
	イ		児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずるもの
	ウ		障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずるもの
	エ		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずるもの
	オ		幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれらに準ずるもの
	カ		病院若しくは、診療所の従業者又はこれらに準ずる者（①社会福祉主事任用資格者、②ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修修了者、③Dの国家資格を有する者、④上記アからオに掲げる従業者及び従業者である期間が1年以上の者に限る）
直接支援業務	I	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者	
	II	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従業者又はこれらに準ずる者	
	III	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる事業の従業者	
	IV	障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事務所、その他これらに準ずる施設の従業者	
	V	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれらに準ずる者	
	B	上記IからVに掲げる施設において、下記1から5の資格を有して直接支援業務に従事した期間	通算5年以上
	1	社会福祉主事任用資格を有する者	
2	訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者		
3	保育士		
4	児童指導員任用資格者		
5	精神障害者社会復帰指導員任用資格者		
C	上記IからVに掲げる施設において、Bの1から5の資格に該当せず、直接支援業務に従事した期間	通算8年以上	
該当者 国家資格	D	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	Dの期間が 通算5年以上 + A～Cの期間からEと Fの期間を控除した期 間が通算3年以上
控除期間	E	以下の施設等で従事した期間 ◎老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が相談支援業務に従事した期間 ◎Bの1から5の資格に該当する者が、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所で直接支援業務に従事した期間	
	F	Bの1から5の資格に該当しない者が、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所で直接支援業務に従事した期間	